

海外療養費制度

「国民健康保険における海外療養費制度」をご存じだろうか。

今まで海外へ出かける人

は適用されないことだった。脳梗塞（こうそく）のまひが残った人や、がんで胃を手術した人などが、万一海外で同じ病気が再発して病院に行き、手術などで

た費用全額をまず立て替え払いする④その医療機関で、治療内容やかかった医療費の証明書をもらう。これは、前述の市町村の窓口で手に入れられる資料の中に入っている「診療内容明細書」「領収明細書」という指定の書式があり、これ

に記入してもらって⑤帰国後、市町村の窓口（または国保組合）に④の書類と共

この制度の注意点は、海外と言っても物価事情が日本と異なる。あくまでも日本国内での保険医療機関などで疾病や事故に対する医療行為別に決められている点数を基準として給付されるので、物価が高い国の場合、日本のレベルに引き下げられ、国保の一般被保険者の場合は基準額の三割が自己負担、七割が国保で負担される。

既往症でも保険が利く

かかった治療費については、全額自費払いになったのだ。

が、冒頭の制度は、既往症を含めた疾病やけがなどの治療費が国民健康保険の被保険者であれば、海外で医療行為を受けたときに保険が適用されるもので、二〇〇一年元日から施行されている。

概要を記すと①海外で具合が悪くなった②最寄りの病院にいく③治療にかかっ



カーニバルで趣向を凝らして仮装や化粧を楽しむ車いすの女性。イタリアのピアレッシヨで

語で記載されている場合は、日本語訳を添付する必要がある。

程度）が支払われるとのこと。

外国の場合、救急車は有料のことが多い。言葉が通じない国では通訳の有無が生死を分けることもあるだろう。これらについての厚生労働省国民健康保険課の見解は、国保対象外なので、適用にならないということだった。しかしながら、世界各地には、日本語が通じる医者もおられる。海外の医療機関に助けを求めたり、海外転地療養の道も開かれたと考えるのもいいのではないだろうか。

が、物価が安い国の場合、基準額に引き上げられずに現地の療養費の七割相当が払い戻されるという。また、美容整形や心臓や肺などの臓器移植、人工授精などの不妊治療、性転換手術などの医療行為は適用にならない。出産も自然出産の場合、保険医療対象外だが、出産一時金（三十万円）が、出産一時金（三十万円）

おそどまさこの地球は狭い



は旅行会社が代理店を兼務している民間の保険会社やクレジットカードに付帯されている海外旅行保険を掛けて出発するケースが多かった。しかし、これらの保険の落とし穴は、既往症に

せいかつ 21

